

大和市教育委員会 10月定例会

日 時 平成30年10月25日
午前10時00分
場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1（議案第43号）大和市個人情報保護条例第7条に定める要配慮個人情報の取扱いについて

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 43 号

大和市個人情報保護条例第 7 条に定める要配慮個人情報の取扱いについて

大和市個人情報保護条例第 7 条に定める要配慮個人情報の取扱いについて、審議願いたく提案する。

平成 30 年 10 月 25 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成30年9月28日

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫 殿

大和市個人情報保護審査会
会長 久保 博 道



大和市個人情報保護条例第7条に定める要配慮個人情報の取扱いについて（答申）

このことについて、平成30年8月20日付けで諮問のありました大和市個人情報保護条例第7条の規定に基づく諮問事案については、別紙のとおり、一部の事項を付加したうえで、その内容を適当なものと認めます。

要配慮個人情報の取扱い制限の適用除外事項

答申別紙

I 類型

<答申>

類型番号	類型	取り扱う要配慮個人情報	取り扱う理由又は必要性
11	特定の疾患、障害等に関する制度の対象となるか判断するに当たり、制度の対象となる要件等を確認するため、次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合。	④病歴 ⑤心身の機能の障害 ⑥健康診断の結果 ⑦医師等による指導・診療・調剤	特定の疾患、障害等に関する制度の対象となるか判断するに当たり、病歴等4項目を取り扱うことが当然に想定される。 <u>なお、制度の運用に当たっては要綱等を制定し、慎重に運用する必要がある。</u>
15	本人を撮影することにより、その外形上明らかな、次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合。	④病歴 ⑤心身の機能の障害 ⑦医師等による指導・診療・調剤	防犯カメラ等、カメラを使用する全ての事務において、外形上明らかな要配慮個人情報を取り扱うことになる。 <u>なお、不必要な要配慮個人情報収集しないようにする</u> <u>とともに、みだりに提供することのないよう、慎重に取り扱う必要がある。</u>

※下線部分が付加事項

<諮問>

類型番号	類型	取り扱う要配慮個人情報	取り扱う理由又は必要性
11	特定の疾患、障害等に関する制度の対象となるか判断するに当たり、制度の対象となる要件等を確認するため、次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合。	④病歴 ⑤心身の機能の障害 ⑥健康診断の結果 ⑦医師等による指導・診療・調剤	特定の疾患、障害等に関する制度の対象となるか判断するに当たり、病歴等4項目を取り扱うことが当然に想定される。
15	本人を撮影することにより、その外形上明らかな、次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合。	④病歴 ⑤心身の機能の障害 ⑦医師等による指導・診療・調剤	防犯カメラ等、カメラを使用する全ての事務において、外形上明らかな要配慮個人情報を取り扱うことになる。